

西日本鉄道株式会社
国際物流事業本部
(令和4年12月12日)

事業の種別等の揭示について

貨物利用運送事業法第27条及び同法施行規則第25条の規定に基づき、下記の通り揭示する。

記

1. 利用運送に係る運送機関の種類
内航海運
2. 運賃及び料金
消費者を対象としないため省略
3. 利用運送約款
利用運送約款は、標準内航利用運送約款(平成18年国土交通省告示第316号)を使用する。
4. 利用運送の区域又は区間
全国各港間
5. 事業の種別
第二種貨物利用運送事業
6. 業務の範囲
一般事業
7. 貨物集配の拠点
仕立地：博多、那覇
仕向地：博多、那覇

以上